イヌワシ、クマタカ及びサシバについては、営巣が確認されていることから、工事実施前に繁殖状況調査を実施し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて人工代替巣の設置等を、サナギイチゴについては、一部の生育地が改変されることから、専門家の指導助言を受け、移植を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が８箇所存在するが、このうち４箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る４箇所についても福島県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である阿賀川右岸ルート案、阿賀川右岸山側ルート案及び阿賀川左岸ルート案の３案による検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多いものの、移転対象物件数が最も少ないこと、土工バランスが最も良く施工性に優れていること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は線形不良区間が存在するほか、自然災害による通行止めが行われており、本件事業によりその機能を補完・代替し安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる会津総合開発協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としているにとどまることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福島県南会津郡下郷町役場

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

福島県南会津郡下郷町大字湯田字上抜平、字上ノ山、字上前平及び字入江端、大字中妻字和田前、字柳ノ下、字竹原、字鷲道、字辻道下、字辻道、字家ノ上、字中平、字寺ノ上、字芦見及び字新田並びに大字台川字獅子打、字下菜飯、字牧ノ内及び字三斗蒔地内

○観光庁告示第八号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十九条において準用する第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

平成三十年三月二十八日

観光庁長官　田村明比古

一　登録年月日　平成三十年三月九日

二　登録番号　第二号

三　登録研修機関の氏名又は名称　有限会社インターナショナルツアーアシスタンス

四　住所　東京都渋谷区代々木一丁目五十九番一号　オーハシビル四階

五　研修業務を行う事務所の所在地　東京都渋谷区代々木一丁目五十九番一号　オーハシビル四階

六　法人にあってはその代表者の氏名　塚越公明

国会事項

衆議院

○質問書提出

三月二十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

放送法第四条撤廃に関する質問主意書（初鹿明博提出）

○請願処理経過報告書受領

三月二十六日内閣から次の報告書を受領した。

第百九十三回国会衆議院において採択された請願の処理経過

○議事日程

三月二十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十号

平成三十年三月二十七日（火曜日）

午後一時開議

第一　東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案（法務委員長提出）

第二　保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（第百九十五回国会、内閣提出）

参議院

○議案受領（予備審査）

三月二十六日衆議院から次の議案が送付された。

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案（法務委員長提出）（衆第八号）

○議案付託

三月二十六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

正すする外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外交官に対する外交防衛委員会に付託

水産業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

農林水産委員会に付託

道路法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）

国土交通委員会に付託

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

環境委員会に付託

○議案付託（予備審査）

三月二十六日議長は、次の衆議院送付案を委員会に付託した。

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案（法務委員長提出）（衆第八号）

法務委員会に付託

○質問主意書提出

三月二十六日議員から次の質問主意書が提出された。

意思決定支援等を行う者に対する研修の実施に関する質問主意書（川田龍平提出）（第五〇号）

○質問主意書転送

三月二十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

北朝鮮における残留日本人問題に関する質問主意書（有田芳生提出）（第四六号）

北朝鮮における日本人遺骨及び墓地問題に関する質問主意書（有田芳生提出）（第四七号）

奨学金返還者の負担軽減に関する質問主意書（藤末健三提出）（第四八号）

昭恵夫人の発言についての安倍首相の「確認」に関する質問主意書（山本太郎提出）（第四九号）